

処分基準

平成17年4月1日作成

法令名	： 道路交通法
根拠条項	： 第51条の9
処分概要	： 登録法人に対する適合命令
原権者(委託先)	： 秋田県公安委員会
法令の定め	：
処分基準	： 登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問い合わせ	： 交通部交通指導課 指導取締係 (電話 018-863-1111 内線 5123)
備考	：